

(平成21年7月3日開催)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料

～目次～

<議題>

(1) 添加物関係

① 添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

・2-ペンタノール	1
・プロピオンアルデヒド	5
・6-メチルキノリン	9

② 使用基準の一部改正

・亜塩素酸ナトリウム	13
------------	----

(2) 農薬関係

① 新規登録等による新規設定に係る品目

・イミシアホス (国内登録)	15
・テフリトリオン (国内登録)	19
・ピラスルホトール (インポートトレランス(以下、IT))	23

② 暫定基準の見直しに係る品目

・イミダクロプリド (適用拡大+IT+畜産物)	27
・アセキノシル (適用拡大+IT)	37
・ペンシクロン (IT+魚介類)	43
・オキサジクロメホン (魚介類)	49
・フェリムゾン (魚介類)	55

③ 本基準の見直し及び追加設定に係る品目

・EPN (適用拡大+魚介類)	59
・ジクロシメット (魚介類)	63
・フェノキサニル (魚介類)	67
・プレチラクロール (魚介類)	71

・ノバルロン（適用拡大+IT）	75
・プロヒドロジャスモン（適用拡大）	79

### （3）乳肉水産基準関係

#### ①薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定

・エチプロストン	83
・プロチゾラム	87
・鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチン	91

#### ②ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し

・パロモマイシン	93
・セフォペラゾン	95
・リファキシミン	99
・デストマイシンA	101
・テルデカマイシン	103

## 2-ペンタノール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否
我が国の状況	新規添加物指定（国際汎用添加物）
用途	香料
概要及び諸外国での状況	果実、チーズ等に天然に存在する成分である。欧米では焼き菓子、清涼飲料、肉製品、ゼリー、プリン、シリアル等様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	一人一日当たり、おおよそ1.4から6.3 µgの範囲になると推定される。なお、米国では食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の約60倍であることが報告されている。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
答申案	別紙のとおり。

(別紙)

答申(案)

2-ペンタノールについては、食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

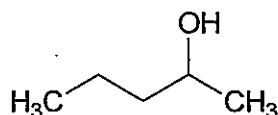
なお、指定に当たっては、以下のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2-ペンタノール  
2-Pentanol  
*sec*-Amyl Alcohol  
*sec*-アミルアルコール



$C_5H_{12}O$

分子量 88.15

Pentan-2-ol [6032-29-7]

含量 本品は、2-ペンタノール ( $C_5H_{12}O$ ) 98.0%以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

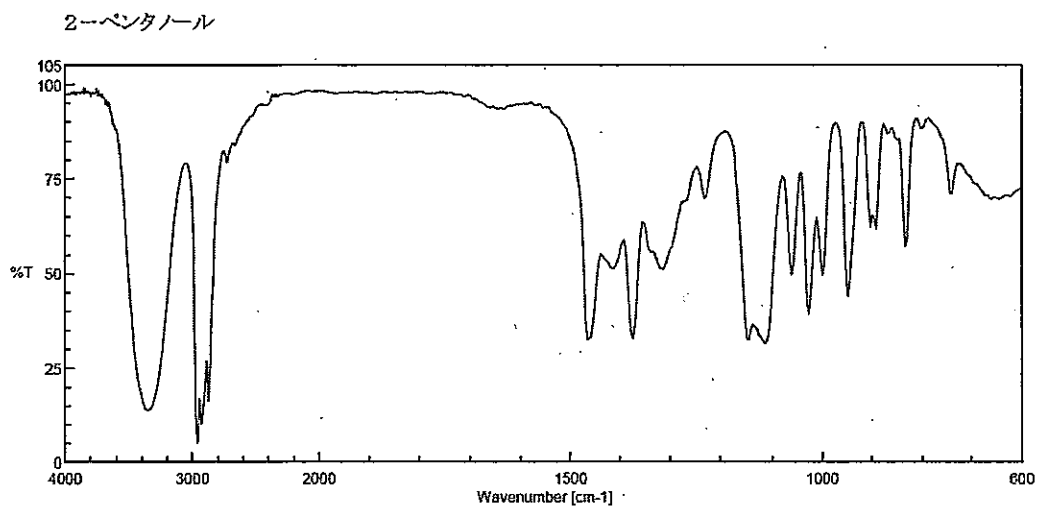
確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.403 \sim 1.409$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.802 \sim 0.809$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

# 参照赤外吸収スペクトル





## プロピオンアルデヒド

審議の対象	食品添加物としての指定の可否
我が国の状況	新規添加物指定（国際汎用添加物）
用途	香料
概要及び諸外国での状況	発酵、加熱等によって生成し、酒類等に含まれるほか、果実、乳製品等に天然に存在する成分である。欧米では焼き菓子、清涼飲料、アルコール飲料、冷凍乳製品、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンディー類等様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	一人一日当たり、おおよそ 230 から 330 $\mu\text{g}$ の範囲になると推定される。なお、米国では食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の約 460 倍であることが報告されている。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
答申案	別紙のとおり。

(別紙)

答申(案)

プロピオンアルデヒドについては、食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

なお、指定に当たっては、以下のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。

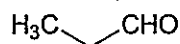
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

プロピオンアルデヒド(案)

Propionaldehyde



$\text{C}_3\text{H}_6\text{O}$

分子量

58.08

Propanal [123-38-6]

含量 本品は、プロピオンアルデヒド( $\text{C}_3\text{H}_6\text{O}$ ) 97.0 %以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.360 \sim 1.380$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.796 \sim 0.814$

(3) 酸価 5.0 以下(香料試験法)

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量する。なお、検液注入後、0~60分間に現れるすべての成分のピーク面積の総和を100とし、それに対するプロピオンアル



デヒドのピーク面積百分率を求め、含量とする。

#### 操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器又は熱伝導度検出器

カラム 内径 0.25~0.53mm, 長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に, ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサン又はポリエチレングリコールを 0.25~1 $\mu$ m の厚さで被覆したもの。

カラム温度 50°Cで 5.分間保持し, その後毎分 5°Cで昇温し, 230°Cに到達後, 19 分間保持する。

注入口温度 125~175°C

検出器温度 250~300°C

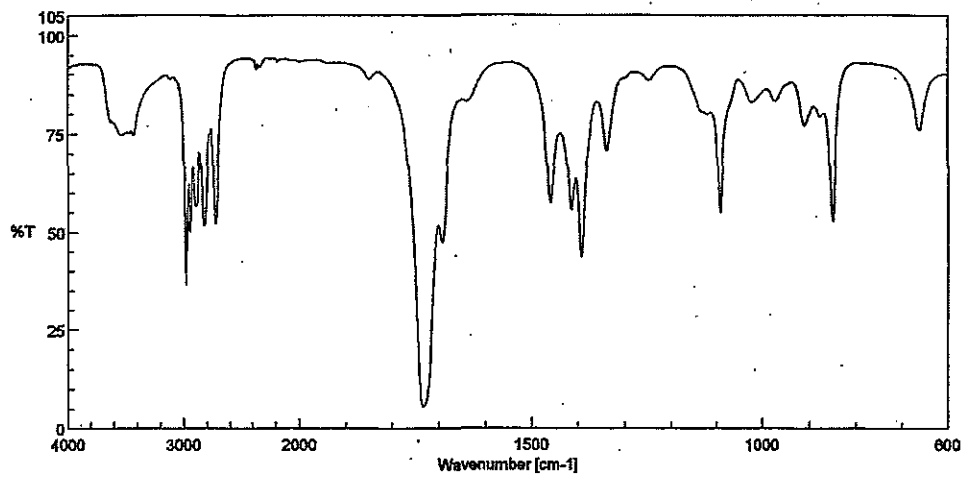
注入方式 スプリット(30 : 1~250 : 1)。ただし, いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。

キャリアーガス ヘリウム又は窒素

流量 被検成分のピークが 5~10 分の間に現れるように調整する。

# 参照赤外吸収スペクトル

プロピオンアルデヒド



### 6-メチルキノリン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否
我が国の状況	新規添加物指定（国際汎用添加物）
用途	香料
概要及び諸外国での状況	ウイスキーに含まれる成分である。欧米では焼き菓子、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンディー類等様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと評価した。
摂取量の推計	一人一日当たり、おおよそ0.01 から 4 µg の範囲になると推定される。なお、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量と、意図的に添加された本物質の摂取量の比は不明である。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
答申案	別紙のとおり。

(別紙)

答申(案)

6-メチルキノリンについては、食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。

なお、指定に当たっては、以下のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。

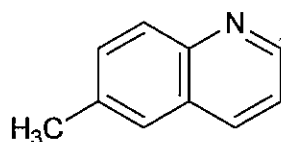
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

6-メチルキノリン(案)

6-Methylquinoline



$C_{10}H_9N$

分子量

143.19

6-Methylquinoline [91-62-3]

含量 本品は、6-メチルキノリン( $C_{10}H_9N$ ) 98.0%以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.611 \sim 1.617$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 1.060 \sim 1.066$

(3) 酸価 1.0 以下(香料試験法)

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量する。

## 操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器又は熱伝導度検出器

カラム 内径 0.25~0.53mm, 長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に, ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサン又はガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 $\mu$ m の厚さで被覆したもの。

カラム温度 150°Cから毎分 5°Cで昇温し, 230°Cに到達後, 24 分間保持する。

注入口温度 225~275°C

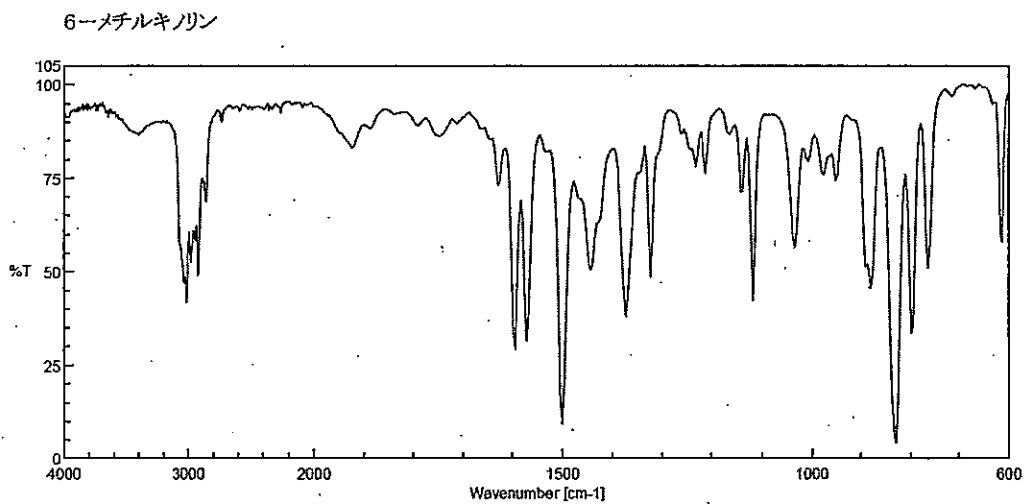
検出器温度 250~300°C

注入方式 スプリット(30 : 1~250 : 1)。ただし, いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。

キャリアーガス ヘリウム又は窒素

流量 被検成分のピークが5~20 分の間に見れるように調整する。

# 参照赤外吸収スペクトル



## 亜塩素酸ナトリウム

審議の対象	使用基準の一部改正
我が国の状況	指定添加物(昭和23年7月13日指定) (平成17年9月16日使用基準の一部改正)
用途	漂白剤及び殺菌料
使用基準改正の概要	<p>現在、<u>かずのこの調味加工品</u>(干しかずのこ及び冷凍かずのこを除く。)、かんきつ類果皮(菓子製造に用いるものに限る。)、さくらんぼ、生食用野菜類、卵類(卵殻の部分に限る。)、ふき、ぶどう、ももに対して使用が認められている。また、使用した亜塩素酸ナトリウムは、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならないとされている。</p> <p>今般、事業者からの使用基準改正の要請書をうけ、現在使用が認められていない「<u>かずのこの塩蔵加工品</u>」への適用拡大を行うものである。</p>
諸外国の状況	米国において、亜塩素酸ナトリウム溶液と酸を混合させた酸性化亜塩素酸ナトリウム溶液の食肉、農産物、水産物への使用が認められている。EUでは加工助剤として規制の対象とされていない。
有効性	かずのこの殺菌に用いた場合、大腸菌群及び一般細菌に対して、亜塩素酸ナトリウム濃度及び浸漬時間依存的に殺菌効果が認められた。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI): 0.029 mg/kg 体重/日(亜塩素酸イオンとして)</p> <p>[設定根拠] 二世代繁殖試験(ラット)</p> <p>無毒性量: 2.9 mg/kg 体重/日(亜塩素酸イオンとして)</p> <p>安全係数: 100</p>
摂取量の推計	<p>0.0058mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして、ADI比20%)</p> <p>なお、本推定は、使用基準に含まれる食品全てに亜塩素酸ナトリウムが現行公定法上の検出下限値程度が含まれていたと仮定した過大な見積もりであることから、本品目がADIを超えて摂取される可能性は低いと考える。</p>
答申案	別紙のとおり。

答申 (案)

亜塩素酸ナトリウムについては、以下のとおり使用基準を改正することが適当である。

亜塩素酸ナトリウムは、かずのこの加工品（干しかずのこ及び冷凍かずのこを除く。）、かんきつ類果皮（菓子製造に用いるものに限る。）、さくらんぼ、生食用野菜類、卵類（卵殻の部分に限る。以下この目において同じ。）、ふき、ぶどう及びもも以外の食品に使用してはならない。亜塩素酸ナトリウムの使用量は、亜塩素酸ナトリウムとして、かずのこの加工品（干しかずのこ及び冷凍かずのこを除く。）、生食用野菜類及び卵類にあつては浸漬液 1 kg につき 0.50 g 以下でなければならない。また、使用した亜塩素酸ナトリウムは、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。



イミシアホス (Imicyafos)

審議の対象	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値の設定										
構造式	<chem>CCN1CCN(C1)C#N.P(=O)(OCC)OCC</chem>										
用途	農薬／殺虫剤、殺線虫剤										
作用機構	有機リン系殺線虫剤 線虫に対する作用機序は究明されていないが、その構造からコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請; だいこん、にんじん、いちご、なす、ばれいしょ／ ネグサレセンチュウ、ネコブセンチュウ										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 0.05 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	11.1	幼小児 (1~6 歳)	22.4	妊婦	9.8	高齢者 (65 歳以上)	10.0
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	11.1										
幼小児 (1~6 歳)	22.4										
妊婦	9.8										
高齢者 (65 歳以上)	10.0										
意見聴取の状況	平成 21 年 4 月 16 日に在京大使館への説明を実施 平成 21 年 5 月 14 日～同年 7 月 12 日 WTO 通報 コメント募集中 平成 21 年 6 月 3 日～同年 7 月 2 日 パブリックコメント実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしよ かんしよ	0.1 0.01		申 申			<0.001, 0.020(\$) <0.001, <0.001
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.03		申			0.010, 0.012(\$) / 0.010, 0.003, <0.001, <0.001 0.012(\$), 0.005 / <0.005, <0.005, <0.005, <0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.03		申			
にんじん	0.03		申			0.008, 0.008
トマト	0.3		申			0.054, 0.068(トマト) 0.042, 0.081 / <0.001, 0.028, 0.020, 0.012(ミニ トマト)
なす	0.3		申			0.056, 0.050
きゅうり	0.1		申			0.047(\$), 0.024 / 0.012, 0.003, 0.029, 0.025
すいか	0.02		申			0.004, 0.003
メロン類果実	0.05		申			0.002, 0.010(\$)
いちご	0.2		申			0.017, 0.032(\$)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

イミシアホス

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.1
かんしょ	0.01
だいこん類の根	0.03
だいこん類の葉	0.03
にんじん	0.03
トマト	0.3
なす	0.3
きゅうり	0.1
すいか	0.02
メロン類果実	0.05
いちご	0.2



テフリトリオン(Tefuryltrione)

審議の対象	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	トリケトン系の除草剤 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ(4-HPPDase)活性を阻害することにより、作用すると考えられている。										
適用作物/適用雑草名	農薬登録申請; 水稲/水田一年生雑草(イネ科雑草を除く)、マツバイ、ホタルイ、ウリカワ、ミズガヤツリ、ヒルムシロ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI)0.0008 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.08 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても基準は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>8.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	8.7	幼小児(1~6歳)	15.5	妊婦	6.3	高齢者(65歳以上)	8.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	8.7										
幼小児(1~6歳)	15.5										
妊婦	6.3										
高齢者(65歳以上)	8.7										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

デフリトリオン

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02		申			<0.005,<0.005

答申（案）

（別紙2）

テフリトリオン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.02





ピラスルホトール(Pyrasulfotole)

審議の対象	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	麦類の広葉雑草用除草剤 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼを阻害することにより プラストキノンの生合成が阻害されることで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	インポートトレランス申請;小麦、大麦、えん麦、ライ麦/ 1年生広葉雑草										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダ、EU、オーストラリアにおいて、穀類及び畜産物に基準値が設定されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	4.7	幼小児(1~6歳)	10.2	妊婦	4.8	高齢者(65歳以上)	4.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	4.7										
幼小児(1~6歳)	10.2										
妊婦	4.8										
高齢者(65歳以上)	4.5										
意見聴取の状況	平成 21 年 4 月 16 日に在京大使館への説明を実施 平成 21 年 5 月 14 日～同年 7 月 12 日 WTO 通報 コメント募集中 平成 21 年 6 月 3 日～同年 7 月 2 日 パブリックコメント実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.02		IT		0.02; アメリカ	【<0.02(n=66)】
大麦	0.02		IT		0.02; アメリカ	【<0.02(n=48)】
ライ麦	0.02		IT		0.02; アメリカ	【小麦、大麦、えん麦を参照】
その他の穀類	0.08		IT		0.08; アメリカ	【<0.02-0.20(n=49)(えん麦)】
牛の筋肉	0.02		IT		0.02; アメリカ	
豚の筋肉	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02		IT		0.02; アメリカ	
牛の脂肪	0.02		IT		0.02; アメリカ	
豚の脂肪	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02		IT		0.02; アメリカ	
牛の肝臓	0.35		IT		0.35; アメリカ	
豚の肝臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.35		IT		0.35; アメリカ	
牛の腎臓	0.06		IT		0.06; アメリカ	
豚の腎臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06		IT		0.06; アメリカ	
牛の食用部分	0.06		IT		0.06; アメリカ	
豚の食用部分	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06		IT		0.06; アメリカ	
乳	0.01		IT		0.01; アメリカ	
鶏の筋肉	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの筋肉	0.02		IT		0.02; アメリカ	
鶏の脂肪	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの脂肪	0.02		IT		0.02; アメリカ	
鶏の肝臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの肝臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
鶏の腎臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの腎臓	0.02		IT		0.02; アメリカ	
鶏の食用部分	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの食用部分	0.02		IT		0.02; アメリカ	
鶏の卵	0.02		IT		0.02; アメリカ	
その他の家さんの卵	0.02		IT		0.02; アメリカ	

ピラスルホトール

食品名	残留基準値 <sup>注1)</sup>
	ppm
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
その他の穀類 <sup>注2)</sup>	0.08
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注3)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.35
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.35
牛の腎臓	0.06
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06
牛の食用部分	0.06
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06
乳	0.01
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注4)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

(注1) 今回基準値を設定するピラスルホトールは、ピラスルホトール、代謝物(5-ヒドロキシ-3-メチル-1H-ピラゾール-4-イル)[2-(メチルスルホニル)-4-(トリフルオロメチル)フェニル]メタンをピラスルホトールに換算したものの和をいうこと。(ただし、農産物においては、代謝物3-メチル-4-[[2-(メチルスルホニル)-4-(トリフルオロメチル)フェニル]カルボニル]-1H-ピラゾール-5-イル D-グルコピラノシドを含む。)

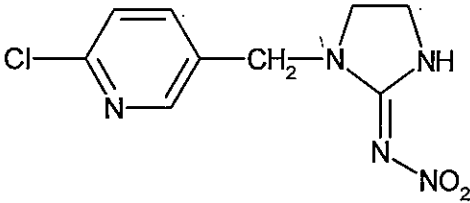
(注2) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



## イミダクロプリド (Imidacloprid)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定、 インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請、 稲わら等飼料由来の農薬に係る畜産物への基準設定依頼 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤 ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; ブロッコリー、みつば等/アブラムシ類等 インポートトレランス申請; コーヒー豆										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.057 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	ばれいしょ、だいこん、きゅうり、トマト、りんご、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ばれいしょ、バナナに国際基準が設定されている。米国においてアセロラ、アボカド等に、カナダにおいてレタス、おうとう等に、オーストラリアにおいてりんご、バナナ等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類果実、たまねぎ等に基準値が設定されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>31.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	30.3	幼小児(1~6歳)	60.3	妊婦	23.5	高齢者(65歳以上)	31.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	30.3										
幼小児(1~6歳)	60.3										
妊婦	23.5										
高齢者(65歳以上)	31.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう)	1	0.2	申	0.05		<0.005, <0.005 / <0.005, <0.005(＃) / 0.038, 0.018 / <0.005, 0.006 / 0.058, 0.036 / 0.076, 0.030 / 0.08, 0.02 / 0.04(＃), 0.04(＃) / 0.08 / 0.16, 0.09 / <0.01(＃), <0.01(＃) / 0.05(＃), 0.03(＃) / 0.22(＃), 0.31(＃)(\$ / 0.26(＃), 0.28(＃) / 0.02, 0.02	
小麦	0.05	0.05	○	0.05	0.05	アメリカ	0.013(＃), <0.005 / 0.016(＃), <0.005(＃)
大麦	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
ライ麦	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
とうもろこし	0.05	0.1	○	0.05	0.05	アメリカ	<0.01(＃), <0.01(＃)(乾燥 種子) <0.01(＃), <0.01(＃)(生食 用子実) <0.01(＃), <0.01(＃)(脱穀 種子) <0.01(＃), <0.01(＃)(生食 用子実)
そば	0.05	0.05		0.05			
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
大豆	2.5 *	1	○		3.5	アメリカ	0.01(＃), <0.01(＃) 【0.029-2.04(n=24)(米国 大豆)】
小豆類(いんげん、ささげを含む)	2.8 *	4	○		4.0	アメリカ	0.05(＃), 0.04(＃) 【0.133-1.120(n=11)(米 国いんげん)】
えんどう	2.8 *	4	○	2	4.0	アメリカ	【0.138-1.030(n=6)(米国 えんどう)】
そら豆	2.8 *	1	○		4.0	アメリカ	【米国いんげん、えんどう 参照】
らつかせい	0.7 *	1	○	1	0.45	アメリカ	<0.05, <0.05
その他の豆類	2.8 *	1	○	2	4.0	アメリカ	【米国いんげん、えんどう 参照】
ばれいしよ	0.5	0.5	○	0.5	0.40	アメリカ	0.186(＃), 0.020(＃) / 0.02(＃), 0.02(＃) / <0.02, <0.02 / <0.02, <0.02 / 0.02, <0.01 【<0.05-0.28(n=25)(米国 ばれいしよ)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ	<0.01(＃), <0.01(＃)
かんしよ	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ	<0.01, <0.01 / <0.01(＃), <0.01(＃)
やまいも(長いもをいう)	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ	<0.01(＃), <0.01(＃)
こんにやくいも	0.4 *	0.1	○	0.5			<0.01(＃), 0.02(＃) 【米国ばれいしよ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
その他のいも類	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ	
てんさい	0.4 *	0.05	○	0.5	0.05	アメリカ	<0.01(＃), <0.01(＃) / <0.01(＃), <0.01(＃) / <0.01(＃), <0.01(＃)
さとうきび	0.04 *	0.05			0.05	オーストラリア	【<0.02(n=2)(豪州さとうき び)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ	0.014(\$), 0.011 / <0.01, <0.01 【<0.05-0.130(n=4)(米国 ラディッシュ)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3.5 *	5	○	5	4.0	アメリカ	0.013, 0.022 / 0.20, 0.01 【0.534-2.744(n=4)(米国 ラディッシュの葉)】 【米国ビート葉参照】 【米国ばれいしよ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
かぶ類の根	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぶ類の葉	2.8 *	5			4.0	アメリカ 【米国ビート葉参照】
西洋わさび	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
クレソン	2.5 *	5			3.5	アメリカ 【米国ほうれんそう参照】
はくさい	0.5	0.5	○		3.5	アメリカ 0.06(#), 0.11(#)/0.06, 0.06/0.05(#), 0.13(#)( $\$$ )
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	3.5	アメリカ 0.04(#), 0.21(#)/0.02(#) /0.16(#), 0.05(#)/ 0.20(#), 0.07(#)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	3.5	アメリカ <0.02, <0.02(芽キャベツ) <0.2, <0.2/0.5, <0.2 (非結球芽キャベツ)
ケール	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
こまつな	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
きょうな	5	5	緊		3.5	アメリカ 1.36, 2.39 / 1.30, 2.20 だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
チンゲンサイ	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
カリフラワー	0.4 *	5	緊	0.5	3.5	アメリカ
ブロッコリー	5	5	申	0.5	3.5	アメリカ 0.28(#), 1.94(#)/0.40, 2.30( $\$$ )
その他のあぶらな科野菜	5	5	緊		3.5	アメリカ 0.04 / 0.25 / 0.38, 0.38, 0.75(細わさび) 2.30(#), 0.74(#)/ 1.37(#), 0.27(#)/0.2(#), 0.06(#)(わさび) 1.61, 0.46(なばな) だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
ごぼう	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ <0.01, <0.01
サルシフィー	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ
アーティチョーク	1.8 *	5			2.5	アメリカ 【1.060-1.886(n=3)(米国 アーティチョーク)】
チコリ	2.8 *	5			4.0	アメリカ 【米国ビート葉参照】
エンダイブ	5	5	○		3.5	アメリカ 2.26, 2.21(#)
しゅんぎく	2.5 *	5			3.5	アメリカ 【米国ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	2.5 *	5	○	2	3.5	アメリカ 0.08(#), 0.10(#)/0.09, 0.08/0.46, 0.17/ 0.47(#), 0.19(#)(レタス) 0.4, 0.2(サラダ菜) 0.8, 0.2(リーフレタス) 【<0.05-2.13(n=19)(米国 レタス・外葉あり)】 【<0.05-0.72(n=19)(米国 レタス・外葉なし)】 【0.05-2.61(n=22)(米国 リーフレタス)】
その他のきく科野菜	5	5	○	0.5	6.0	アメリカ 0.4, 2.6( $\$$ )(すいぜんじ な) 0.60, 1.14(葉ごぼう) 0.67, 0.22 / 0.72, 0.44(食用きく) 0.29, 0.22(きくの葉) 0.12, 0.08(ふき)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	0.07 *	0.1	○	0.1		<0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#)
ねぎ(リーキを含む)	0.7	1	○	0.05		0.16, <0.01(根深ねぎ) 0.04, 0.22(\$)(葉ねぎ)
にら	1	5	○			<0.4, <0.4
アスパラガス	0.7	5	申			0.14(#), 0.30(#)
わけぎ	2	5	○			0.7, 1.0
その他のゆり科野菜		5				
にんじん	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ 【<0.05-0.0896(n=6)(米 国にんじん)】 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
パースニップ	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ
パセリ	3	5	○		3.5	アメリカ 0.16 / 0.36 / 1.4, 1.3 【米国ほうれんそう参照】
セロリ	4.2 *	5	○		6.0	アメリカ 0.30, 0.68 【0.13-5.62(n=12)(米国セ ロリ)】
みつば	5	5	申			2.77 / 2.50
その他のせり科野菜	4.2 *	5	○	0.5	6.0	アメリカ 0.18, 0.10(はまぼうふう) 【米国セロリ参照】
トマト	2	1	○	0.5	1.0	アメリカ 0.04, 0.12, 0.14 / 0.08 / 0.06 / 0.08 / 0.15 / 0.12, 0.13 / 0.26(#), 0.13(#)(トマト) 0.24(#), 0.52(#)(ミニト マト)
ピーマン	3	3	○	1	1.0	アメリカ 0.08, 0.01 / 1.20(\$), 0.60 / 0.8, 0.8
なす	0.5	0.5	○	0.2	1.0	アメリカ <0.005, <0.005 / 0.121(\$), 0.078 / 0.04, 0.12
その他のなす科野菜	5	5	○	1	1.0	アメリカ 1.6(#)(\$), 1.2(#)(ししとう) 1.2(#), 1.5(#)(伏見甘長と うがらし)
きゅうり(ガーキンを含む)	1	1	○	1	0.5	アメリカ 0.010, <0.005 / 0.18, 0.12 / 0.04, 0.04 / 0.08(#), 0.20 / 0.42(#)(\$), 0.16(#)
かぼちや(スカッシュを含む)	1	1	○	1	0.5	アメリカ 0.02, 0.04 / 0.09 / 0.10 (きゅうり参照)
しろり	1	1	緊		0.5	アメリカ きゅうりの残留値の2倍に て緊急登録
すいか	0.5	0.5	○	0.2	0.5	アメリカ <0.01(#), 0.04(#) / 0.11(#)(\$), 0.02(#)
メロン類果実	0.35 *	0.2	○	0.2	0.5	アメリカ 0.01, 0.01 / 0.03, 0.03 / 0.03, 0.03 / 0.02, <0.01
まくわうり	0.35 *	0.5	○	0.2	0.5	アメリカ <0.02, <0.02
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5	0.5	アメリカ 0.47(#), 0.85(#) / 0.16, 0.42(\$)(にかうり)



農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ほうれんそう たけのこ	2.5 *	0.5	○		3.5	アメリカ 0.03, 0.17 【2.84, 4.82(n=2)(米国ほうれんそう)】	
オクラ	0.7	0.5	○		1.0	アメリカ 0.18, 0.18 / 0.12, 0.21(\$) / 0.16 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】	
しょうが	0.3 *	0.1	○		0.40	アメリカ	
未成熟えんどう	3.5 *	0.5	○	5	4.0	アメリカ 0.06, <0.05 / 0.20, 0.14 【0.195-3.849(n=4)(米国 えんどう(食用さや)】	
未成熟いんげん	2.8 *	0.2	○	2	4.0	アメリカ 0.01, 0.05 / 0.18, 0.30 【<0.05-0.89(n=6)(米国 未成熟いんげん)】	
えだまめ	2.5 *	0.5	○		3.5	アメリカ <0.01, 0.16 / 0.10, 0.16 【米国大豆参照】	
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.5			0.5	オーストラリア 0.5	
その他の野菜	5	0.5	○・申	5	6.0	アメリカ 1.70, 2.01(ふだんそう) 0.4, 1.0(モロヘイヤ) 0.80, 0.36(食用さくら) 0.48, 0.30 / 0.10, 0.24(さといも葉柄) 0.23, 0.18(食用ブリンラ) 0.11, 0.20(未成熟そらま め) 0.06 / 0.16(じゅんさい) 0.06, <0.05(わかご) <0.05, <0.05(未成熟ささ げ) <0.01, <0.01(くわい) <0.01, <0.01(うど) <0.01, <0.01(ヤングコー ン) <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01 / <0.01(れんこん) 【<0.100-0.352(n=5)(米 国ビート)】 【1.40-3.78(n=5)(米国 ビート葉)】	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム	0.3 0.7 * 0.7 * 0.7 * 0.7 * 0.7 *	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2	オーストラリア オーストラリア オーストラリア オーストラリア オーストラリア オーストラリア	0.02, 0.06 / <0.01(#), <0.01(#) 0.15, 0.25 / 0.06(#)
その他のかんきつ類果実	0.7 *	0.3	○	1	2	オーストラリア 0.07(#)(いよかん) 0.03 / 0.15(#)(すだち) 0.26 / 0.05(#)(かぼす)	
りんご	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ 0.120, 0.029 / 0.20, 0.12 【<0.05-0.74(n=11)(米国 りんご)】 0.197, 0.060 / 0.14(#), 0.19(#) / 0.08, 0.06 / 0.13, 0.12 / 0.15, 0.20(#)	
日本なし	0.7 *	0.1	○	1	0.6	アメリカ 【0.25-0.53(n=7)(米国な し)】	
西洋なし マルメロ	0.7 * 0.5 *	0.1 0.1	○ ○	1 1	0.6 0.6	アメリカ アメリカ 【米国なし参照】 <0.02(有袋) / 0.05(有 袋) / 0.18(\$)(有袋) / 2.54(無袋) / 0.19(無 袋)	
びわ	0.5	0.5	○		0.6	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
もも	0.5	0.5	○	0.5	3.0	アメリカ	0.195, 0.140 / 0.12(#), 0.11(#) / 0.06, 0.07 / 0.16(#), 0.14(#)
ネクタリン	2.1 *	1	○	0.5	3.0	アメリカ	【米国おうとう参照】
あんず(アプリコットを含む)	2.1 *	1	○	0.5	3.0	アメリカ	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む)	2.1 *	0.2	○	0.2	3.0	アメリカ	0.07(#), <0.01(#) / 0.04, <0.01
うめ	0.3	3	○				【米国おうとう参照】 0.07, 0.06
おうとう(チェリーを含む)	2.1 *	3		0.5	3.0	アメリカ	【0.929-2.544(n=4)(米国 酸味おうとう)】 【0.243-0.630(n=8)(米国 甘味おうとう)】
いちご	0.5	3	○	0.5	0.50	アメリカ	0.01(#), 0.03(#) / 0.81(#), 0.18(#) 【0.124-0.349(n=9)(米国 いちご)】
ラズベリー	3.5 *	3		5	2.5	アメリカ	【<0.050-0.96(n=6)(米国 ラズベリー)】
ブラックベリー	3.5 *	3		5	2.5	アメリカ	【0.38(#)-0.70(#)(n=3)(米 国ブラックベリー)】
ブルーベリー	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	【<0.05-2.802(n=12)(米 国ブルーベリー)】
クランベリー	0.04 *	3		0.05	0.05	アメリカ	【<0.050(n=5)(米国クラン ベリー)】
ハックルベリー	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	照 【米国ブルーベリー参 照】 【1.7(n=1)(米国マリオン ベリー)】
その他のベリー類果実	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	【1.5(n=1)(米国ボイゼン ベリー)】
ぶどう	3	3	○	1	1.5	カナダ	1.338(#), 0.256 / 0.16(#), 0.28(#) / 0.26, 0.06, 0.76, 0.72 / 0.59(#), 0.74(#) / 0.08(#), 0.08(#) / 0.06(#), 0.12(#) / 0.78, 0.41
かき	1	1	○		3.0	アメリカ	0.35, 0.28
バナナ	0.04 *	0.05	○	0.05	0.50	アメリカ	<0.05, <0.05
キウイ	0.2	0.5	○				【0.19-0.59(n=3)(米国バ パイヤ)】
パパイヤ	0.7 *	1			1.0	アメリカ	【<0.050(n=5)(米国アボカ ド)】 【米国パパイヤ参照】
アボカド	0.7 *	1			1.0	アメリカ	
パイナップル		1					【0.126-0.400(n=4)(米国 グアバ)】
グアバ	0.7 *	1			1.0	アメリカ	
マンゴー	1	1	○	0.2	1.0	アメリカ	0.49(#), 0.45(#) 0.15, 0.28
パッションフルーツ	0.7	3	申		1.0	アメリカ	【米国グアバ参照】
なつめやし		3					
その他の果実	3.5 *	3	○	5	3.0	アメリカ	0.18(#), 0.30(#)(アセロラ) 0.26, 0.11(ピタヤ) 0.18 / <0.02(アテモヤ) 【米国おうとう参照】
ひまわりの種子	0.04 *	0.02		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国ひまわ り)】
べにばなの種子	0.04 *	0.05			0.05	アメリカ	【米国ひまわり、なたね参 照】
綿実	4.2 *	3			6.0	アメリカ	【0.17-2.51(n=19)(米国 綿実)】
なたね	0.04 *	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国なた ね)】
その他のオイルシード	0.04 *	2			0.05	アメリカ	【米国ひまわり、なたね参 照】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01		<0.005(＃) / 0.01(＃)
くり	0.05	0.05	○	0.01	0.05	アメリカ <0.01, <0.01
ペカン	0.04 *	0.05		0.01	0.05	アメリカ 【<0.01-<0.05(n=18)(米 国ペカン)】
アーモンド	0.04 *	0.1		0.01	0.05	アメリカ 【<0.01(n=5)(米国アーモ ンド)】
くるみ	0.04 *	0.1		0.01	0.05	アメリカ 【米国ペカン、アーモンド 参照】
その他のナッツ類	0.04 *	0.1		0.01	0.05	アメリカ 【米国ペカン、アーモンド 参照】
茶	10	10	○			2.30, 1.92 / 3.84, 3.98(荒茶) 1.85, 1.90 / 2.53, 3.31(浸出液)
コーヒー豆	0.7 *		IT	1	0.80	アメリカ 【0.192-0.482(n=5)(米国 コーヒー豆)】
カカオ豆	0.05	0.05			0.05	EU(オランダ) 【0.011-0.044(n=4)(カカ オ豆)】
ホップ	7 *	10		10	6.0	アメリカ
その他のスパイス	5	5			0.05	アメリカ 1.08, 2.28 / 0.24(＃), 0.22(＃)(みかんの果皮) 2.4, 1.4(あさつき) 1.49, 1.07(コリアンダー) 0.70, 0.28 / 1.68, 0.18(しそ)
その他のハーブ	5	5	○		8.0	アメリカ <0.02 / <0.04(みょうが) <0.1, <0.1(さんしょう)
牛の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ 推:0.024
豚の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ 推:<0.02
豚の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ (牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ (牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ 推:0.085
豚の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ 推:0.051
豚の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
乳	0.1	0.02			0.1	アメリカ 推:0.024
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02	0.05	アメリカ 推:<0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02	0.05	アメリカ (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.02	0.05			0.05	アメリカ 推:<0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.05			0.05	アメリカ (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ 推:0.029
その他の家きんの肝臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ 推:<0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ (鶏の卵参照)
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02 *	0.03		0.03		
小麦ふすま	0.2 *	0.3		0.3		
とうがらし(乾燥させたもの)	7 *			10		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(S)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

\*:これらの基準値案は、国際基準又は海外基準を参照した際に、規制対象の違いを考慮し、係数0.7を掛けて設定したものである。

「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

畜産物の基準値については、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とし、それ以外のものについては、イミダクロプリド本体のみとする。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値
	ppm
米	1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類(注1)	0.05
大豆	2.5
小豆類	2.8
えんどう	2.8
そら豆	2.8
らつかせい	0.7
その他の豆類(注2)	2.8
ばれいしよ	0.5
さといも類	0.4
かんしよ	0.4
やまいも	0.4
こんにやくいも	0.4
その他のいも類(注3)	0.4
てんさい	0.4
さとうきび	0.04
だいこん類の根	0.4
だいこん類の葉	3.5
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	2.8
西洋わさび	0.4
クレソン	2.5
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(注4)	5
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	1.8
チコリ	2.8
エンダイブ	5
しゅんぎく	2.5
レタス	2.5
その他のきく科野菜(注5)	5
たまねぎ	0.07
ねぎ	0.7
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	2

※ 今回残留基準を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、イミダクロプリドのみをいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
にんじん	0.4
パースニップ	0.4
パセリ	3
セロリ	4.2
みつば	5
その他のせり科野菜(注6)	4.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.5
その他のなす科野菜(注7)	5
きゅうり	1
かぼちや	1
しろりり	1
すいか	0.5
メロン類果実	0.35
まくわうり	0.35
その他のうり科野菜(注8)	1
ほうれんそう	2.5
オクラ	0.7
しょうが	0.3
未成熟えんどう	3.5
未成熟いんげん	2.8
えだまめ	2.5
その他の野菜(注9)	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実(注10)	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.5
ネクタリン	2.1
あんず	2.1
すもも	2.1
うめ	0.3
おうとう	2.1
いちご	0.5
ラズベリー	3.5
ブラックベリー	3.5
ブルーベリー	3.5
クランベリー	0.04
ハックルベリー	3.5
その他のベリー類果実(注11)	3.5
ぶどう	3
かき	1

(注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
バナナ	0.04
キウイ	0.2
パパイヤ	0.7
アボカド	0.7
グアバ	0.7
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実(注12)	3.5
ひまわりの種子	0.04
べにばなの種子	0.04
綿実	4.2
なたね	0.04
その他のオイルシード(注13)	0.04
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類(注14)	0.04
茶	10
コーヒー豆	0.7
カカオ豆	0.05
ホップ	7
その他のスパイス(注15)	5
その他のハーブ(注16)	5
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注17)の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん(注18)の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02
小麦ふすま	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	7

(注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注13)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

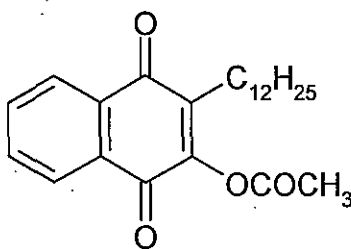
(注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## アセキノシル(Acequinocyl)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定、 インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤、殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノ骨格を有する殺ダニ剤 ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害すること により効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: やまいも、小豆、しそ等/ハダニ類 インポートトレランス申請: とうがらし/チャノホコリダニ										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品 同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	なす、かぼちゃ、かんきつ、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてりんご・なし・かんきつ・いち ご等に、EUにおいてりんご・アーモンド・かんきつ等に基準値が設定され ている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>22.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	18.4	幼小児(1~6歳)	40.1	妊婦	18.0	高齢者(65歳以上)	22.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	18.4										
幼小児(1~6歳)	40.1										
妊婦	18.0										
高齢者(65歳以上)	22.3										
意見聴取の状況	平成21年5月22日及び同年6月26日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.5	0.02	申			<0.03,0.2
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ	0.2	0.02	申			<0.03,<0.03
さといも類		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02					
トマト ピーマン  なす その他のなす科野菜		1 0.02  1 1.0				0.49(#),0.35(#) /0.23(#),0.32(#)   【0.58(韓国とうがらし)】	
きゅうり かぼちや  しろり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.5 0.5  0.7 0.1 0.1 0.1 0.7	0.5 1  1 0.1 0.1 0.1 1	○ ○  ○ ○ ○ ○ ○			0.08(#),0.11(#)( $\$$ ) 0.16,<0.10  きゅうりの残留値の2倍 にて緊急登録 (農林水産省からの理 由書による要請)  <0.03(#),<0.03(#) <0.03(#),<0.03(#) (メロン参照) しろりの緊急登録と同 期化した対応 (農林水産省からの理 由書による要請)	
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02					
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.02 0.02 10.02					
その他の野菜	0.7	1	○			0.11/0.27( $\$$ ) (食用パンジー)	
みかん なつみかん なつみかんの外果皮  なつみかんの果実全体 レモン  オレンジ(ネーブルオレンジを含む)  グレープフルーツ  ライム その他のかんきつ類果実	0.2    2 1  2  2  2 1	0.2    2 1  2  2  2 1	○    ○ ○  ○  ○  ○ ○		0.20    0.20 0.20  0.20  0.20  0.20 0.20	アメリカ    アメリカ アメリカ  アメリカ  アメリカ  アメリカ アメリカ	0.03(#),0.03(#)    0.91(#),0.44(#)/ 0.64(#),0.52(#) 0.41(#)  (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照)  0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	1	1	○		0.40 ｱﾘｶ	0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)】
日本なし	1	2	○		0.40 ｱﾘｶ	0.77(#),0.28(#)/ 0.31(#),0.35(#)/ 0.44,0.18 (日本なし参照)
西洋なし	1	2	○		0.40 ｱﾘｶ	【0.011-0.049(n=12)】
マルメロ	0.4	2			0.40 ｱﾘｶ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.1			0.40 ｱﾘｶ	【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
ネクタリン	1	2	○			0.36,0.30
あんず(アプリコットを含む)		2				
すもも(プルーンを含む)	0.7	1	○			0.05,0.28(\$)
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
いちご	2	2	○		0.40 ｱﾘｶ	0.43,0.71
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハックルベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	0.5	0.5	○		1.6 ｱﾘｶ	0.14/0.14
かき		2				
バナナ		2				
キウイ		0.1				
パパイヤ	1	2	○			0.45,0.42
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー	0.5	2	○			0.17,0.19
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(あげび)
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり	0.02	0.02			0.02 ｱﾘｶ	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02 ｱﾘｶ	【<0.02(n=5)】
アーモンド	0.02	0.02			0.02 ｱﾘｶ	【<0.02(n=5)】
くるみ	0.02	0.02			0.02 ｱﾘｶ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 ｱﾘｶ	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	40	50	○			32.9(#),4.8(#) /3.6(#),14.3(#)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	2	○			0.3,0.8(さんしょう) 1.92(#),3.00(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	1	申			4.8,2.2(しそ(葉))
牛の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> ppm
小豆類	0.5
やまいも	0.2
その他のなす科野菜(注1)	1.0
かぼちや	0.5
しろうり	0.7
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注2)	0.7
その他の野菜(注3)	0.7
オレンジ	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
ネクタリン	1
すもも	0.7
いちご	2
パパイヤ	1
マンゴー	0.5
その他の果実(注4)	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類(注5)	0.02
茶	40
その他のスパイス(注6)	5
その他のハーブ(注7)	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類(注8)に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-オキシ-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注5)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ペンシクロン(Pencycuron)

審議の対象	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請、 魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	尿素系殺菌剤 本剤の作用機構は十分に解明されていないが <i>Rhizoctonia solani</i> 菌に対して特異的に効果を示し菌糸の形態異常を発現させることより、菌の生育を阻害する。										
適用作物／適用品害虫等	インポートトレランス申請;高麗人参／根腐病										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.053 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲、やまいも、ばれいしょ、てんさい等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EU、オーストラリアにおいて、ばれいしょ等に基準が設定されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>13.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	7.6	幼小児(1~6歳)	13.4	妊婦	6.5	高齢者(65歳以上)	7.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	7.6										
幼小児(1~6歳)	13.4										
妊婦	6.5										
高齢者(65歳以上)	7.4										
意見聴取の状況	平成 21 年 5 月 22 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)	0.3	0.5	○			0.06, 0.02 / 0.06, 0.04 / 0.03(#), 0.05(#) / 0.04(#), 0.04(#) / 0.06(#), 0.08(#) / 0.08(#), 0.05(#) / 0.08, <0.05 / 0.08, 0.08 / 0.10, 0.02 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
大豆 小豆類 えんどう そらまめ らっかせい その他の豆類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ばれいしよ さといも類 かんしよ やまいも こんにやくいも その他のいも類	0.05  0.2	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○  ○			<0.01(#), <0.01(#)   <0.05, <0.05
てんさい さとうきび	0.5	1 0.1	○			0.04(#), 0.10(#) / 0.05(#), 0.18(#) / 0.05(#), 0.03(#) / 0.11, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		1 0.5 1 0.5 1 0.5 0.1 0.1 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 1				
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス その他のきく科野菜		1 1 0.5 0.5 0.5 0.5 1 1				
たまねぎ ねぎ にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.1 0.5 0.1 0.5 0.5 0.5 1				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		1				
パースニップ		1				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		1				
トマト		1				
ピーマン		0.2				
なす		1				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり		1				
かぼちや		0.1				
しろり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		0.2				
しょうが		1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜	0.7	1	IT	0.7	韓国	【<0.03 / <0.03(＃) / 0.12 / 0.10(＃) (高麗人参)】
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む)		0.1				
すもも(ブルーンを含む)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		1				
魚介類	0.8					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。



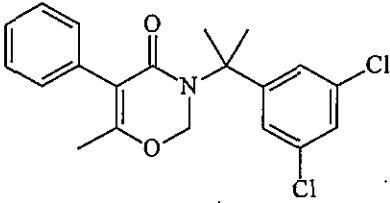
## ペンシクロン

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.3
ばれいしょ	0.05
やまいも	0.2
てんさい	0.5
その他の野菜(注1)	0.7
魚介類	0.8

(注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。



## オキサジクロメホン(Oxaziclomefone)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	オキサジノン系除草剤 作用機序は解明されていないが、植物成長ホルモンであるジベレリンの代謝活性を阻害する可能性が示唆されている。										
適用作物／適用病害虫等	水稻／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ウリカワ、ミズガヤツリ、ヒルムシロ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0091 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、タイ、韓国において登録されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	2.5	幼小児(1~6歳)	4.3	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	2.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児(1~6歳)	4.3										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	2.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01/ <0.01,<0.01/ <0.01,<0.01/ <0.01
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり		0.02				
かぼちや		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類	0.03					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申 (案)

(別紙2)

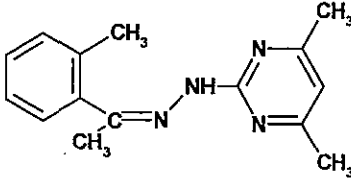
オキサジクロメホン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05
魚介類	0.03





フェリムゾン (Ferimzone)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	水稲用殺菌剤 いもち病菌等の膜機能または脂質生合成系に作用して、菌糸生育および孢子形成を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/いもち病、ごま葉枯病等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.94 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国、台湾等において登録されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="590 1377 1388 1624"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	22.9	幼小児(1~6歳)	39.7	妊婦	17.7	高齢者(65歳以上)	22.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	22.9										
幼小児(1~6歳)	39.7										
妊婦	17.7										
高齢者(65歳以上)	22.9										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	1	1	○			0.25, 0.01/ 0.11, 0.2, 0.27, 0.23, 0.21/ 0.28, 0.47, 0.32, 0.64, 0.44, 0.38/ 0.13/<0.01/0.06/ <0.01/0.48, 0.45, 0.38/ 0.31, 0.36/ 0.11, 0.46, 0.28/ 0.69, 0.69/ 0.22, 0.26/ 0.13, 0.18/ 0.09, 0.08/ 0.801(#), 0.485(#)/ 0.993(#), 0.391(#)/ 0.607(#), 0.640(#)/ 0.75(#), 0.5(#), 0.57(#), 0.60(#), 0.25(#), 0.03(#), 0.41(#), 0.69(#)
魚介類	0.5					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

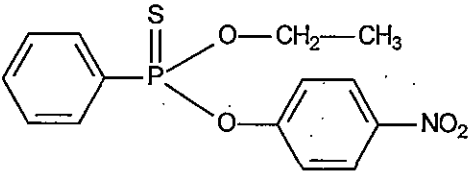
## フェリムゾン

食品名	残留基準値
	ppm
米	1
魚介類	0.5

注)フェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。



EPN(EPN)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定 及び魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤 アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;かんしょ/ハスモンヨトウ										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.14 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲、小麦、キャベツ、ねぎ、すいか等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国及びタイにおいて登録されている。。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="577 1420 1375 1662"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>73.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	45.1	幼小児(1~6歳)	73.9	妊婦	43.0	高齢者(65歳以上)	43.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	45.1										
幼小児(1~6歳)	73.9										
妊婦	43.0										
高齢者(65歳以上)	43.1										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
小麦	0.2	0.2	○			0.038(#), 0.022(#)
かんしょ	0.05		申			<0.005, 0.009(\$)
キャベツ	0.1	0.1	○			0.021, 0.017
カリフラワー	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005/ <0.005,<0.005
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/ 0.031(\$),0.029
ねぎ	0.1	0.1	○			<0.008/0.018(\$)/0.008
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
きゅうり		0.1				
かぼちや	0.2	0.2	○			0.051(#),0.011(#)/ 0.014(#),<0.005(#)/ 0.064(#),<0.005(#)/ 0.023,0.008(#)
すいか	0.02	0.1	○			<0.004,<0.004/ <0.004,<0.004/ <0.005(#),<0.005(#)
メロン類果実	0.02	0.1	○			<0.003/<0.003/ 0.008(#), 0.012(#)
しょうが	0.1	0.1	○			<0.005,0.006/ 0.024(\$),0.008
魚介類	0.3					

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

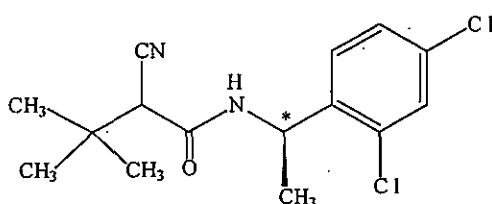
EPN

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.02
かんしょ	0.05
カリフラワー	0.02
すいか	0.02
メロン類果実	0.02
魚介類	0.3





## ジクロシメット (Diclocymet)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤 いもち病菌の付着器のメラニン生合成系を阻害することにより、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	稲/いもち病										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。また、諸外国においても基準は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>35.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	35.8	幼小児(1~6歳)	63.5	妊婦	26.1	高齢者(65歳以上)	35.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	35.8										
幼小児(1~6歳)	63.5										
妊婦	26.1										
高齢者(65歳以上)	35.9										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.5	0.5	○			0.16,0.08/ 0.16,0.20/ 0.08(#),0.04(#)/ 0.12(#),0.05(#)/ 0.06,0.03/ 0.16,0.05/ 0.08,0.12/ 0.10(#),0.20(#)
魚介類	0.03					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

ジクロシメット

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.03



フェノキサニル (Fenoxanil)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェノキシアミド骨格を有する殺菌剤 いもち病菌の付着器のメラニン生合成系を阻害することにより、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/いもち病										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.007 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、韓国、コロンビアで登録されている。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>20.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	20.5	幼小児(1~6歳)	35.3	妊婦	16.1	高齢者(65歳以上)	20.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	20.5										
幼小児(1~6歳)	35.3										
妊婦	16.1										
高齢者(65歳以上)	20.5										
意見聴取の状況	平成 21 年 6 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	1	1	○			0.21,0.38/ 0.48(\$),0.18/ 0.03(#),0.04(#)/ 0.44(#),0.52(#)/ 0.47(#),0.26(#)/ 0.08,0.05/ 0.04,0.08
魚介類	0.2					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 (\$)作物残留試験のバラつき等を考慮し、この試験結果を基準値設定の根拠とした。

答申（案）

（別紙2）

フェノキサニル

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.2





プレチラクロール(Pretilachlor)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系除草剤 植物の脂質生合成系の中でC <sub>20</sub> 以上の超長鎖脂肪酸生合成系酵素を阻害することにより、細胞膜などの構成要素生成を阻害することで雑草に作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	水稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.018 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.84 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、韓国、タイ、フランスで登録されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	3.5	幼小児(1~6歳)	5.5	妊婦	3.2	高齢者(65歳以上)	3.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児(1~6歳)	5.5										
妊婦	3.2										
高齢者(65歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プレチラクロール

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.03	0.1	○			<0.01(#)/ <0.01(#),<0.01(#)/ <0.005(#),<0.005(#)/ <0.002(#),<0.002(#)/ <0.01(#),<0.01(#)/ <0.005(#),<0.005(#)
魚介類	0.3					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

プレチラクロール

食品名	残留基準値 ppm
米	0.03
魚介類	0.3



## ノバルロン (Novaluron)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤 アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮を阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ふき/ハスモンヨトウ インポートトレランス申請: とוגらし/タバコガ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	なす、トマト、キャベツ、ピーマン、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	綿実、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国において、仁果果実、綿実等、カナダにおいてりんご、畜産物等、EUにおいてばれいしょ、トマト等、オーストラリアにおいて仁果果実、綿実等、ニュージーランドにおいて仁果果実に基準値が設定されている。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>65.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	23.2	幼小児 (1~6 歳)	65.5	妊婦	23.4	高齢者 (65 歳以上)	22.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.2										
幼小児 (1~6 歳)	65.5										
妊婦	23.4										
高齢者 (65 歳以上)	22.4										
意見聴取の状況	平成 21 年 6 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
ばれいしょ	0.05	0.05		0.01	0.05; アメリカ	【<0.01 (n=14) (米国ばれいしょ)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
キャベツ	1	1	○			0.28, 0.32
その他のさく科野菜	1		申			0.32, 0.22(ふき)
トマト	2	2	○	0.02		0.16, 0.32(トマト) 0.42, 0.73(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.14, 0.24(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.12, 0.16
その他のなす科野菜	0.7		IT		0.7; 韓国	【0.245(韓国とうがらし)】
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
しょうが	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
えだまめ	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
りんご	3	3		3		
日本なし	3	3		3		
西洋なし	3	3		3		
マルメロ	3	3		3		
びわ	3	3		3		
いちご	2	2	○			0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60; アメリカ	
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05				
牛の筋肉	0.7	0.7		0.7		
豚の筋肉	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7	0.7		0.7		
牛の脂肪	10	10		10		
豚の脂肪	10	10		10		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	10	10		10		
牛の肝臓	0.7	0.7		0.7		
豚の肝臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7	0.7		0.7		
牛の腎臓	0.7	0.7		0.7		
豚の腎臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7	0.7		0.7		
牛の食用部分	0.7	0.7		0.7		
豚の食用部分	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7	0.7		0.7		
乳	0.4	0.4		0.4		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

( \$ ) で示した作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

## ノバルロン

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜(注1)	1
その他のなす科野菜(注2)	0.7

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。





プロヒドロジャスモン(Prohydrojasmon)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定										
構造式 (p.5)	<p>(1R,2R)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)      (1S,2S)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p> <p>(1R,2S)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)      (1S,2R)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>										
用途 (p.5)	農薬/植物成長調整剤										
作用機構 (p.5)	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質 早生りんご等に対する着色成熟促進及びみかんの浮皮軽減等の効果が確認されている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;みかん/浮皮軽減										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.14 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 14.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	りんご、ぶどうに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.0	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.0										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成21年5月22日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.05		申			<0.002(#), <0.002(#)
りんご	0.05	0.05	○			<0.001, <0.001
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.001(#) / <0.002(#)
その他のスパイス	0.05		申			0.008(#), 0.008(#)(みかんの果皮)

注) 基準値案は、作物残留試験結果のほか、想定される暴露量が著しく小さいことなどから、分析の効率性を鑑み設定した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

## プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値
	ppm
みかん	0.05
その他のスパイス(注)	0.05

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。



エチプロストン(Etiproston)

用途	牛の性周期の同調及び黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療及び豚の分娩誘発
審議の対象	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴う残留基準の設定
適用動物/適用疾患	牛/性周期の同調及び卵巣疾患の治療、豚/分娩誘発
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。
我が国の状況	牛及び豚に対し動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU、豪州及びニュージーランドにおいて牛並びに EU において豚に使用が認められているが、いずれの国及び地域においても残留基準は設定されていない。
基準値案	<p>本剤の残留基準については、ポジティブリスト制度の導入に際し、薬事法で定める分析法の検出限界値に基づき、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(以下「暫定基準」という。)が定められたところであるが、食品安全委員会における評価結果、残留試験結果、海外における規制状況等を踏まえ、暫定基準は削除し、本剤の食品中の残留基準を設定しないこととする。</p> <p>本剤が食品に残留した場合の取り扱いについては、<u>食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(一律基準:0.01 ppm)が適用される。</u></p> <p>なお、基準値案については、別紙のとおり。</p>
意見聴取の状況	<p>平成21年2月16日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成21年3月11日～同年5月9日 WTO通報コメント実施</p> <p>平成21年3月19日～同年4月17日 パブリックコメント実施</p>
答申案	エチプロストンについては、食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

答申(案)

エチプロストン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	EU*6 ppm	豪州*6 ppm	NZ ppm
牛の筋肉		0.001			
豚の筋肉		0.001			
その他の陸棲哺乳類*1の筋肉		0.001			
牛の脂肪		0.001			
豚の脂肪		0.001			
その他の陸棲哺乳類脂肪		0.001			
牛の肝臓		0.001			
豚の肝臓		0.001			
その他の陸棲哺乳類の肝臓		0.001			
牛の腎臓		0.001			
豚の腎臓		0.001			
その他の陸棲哺乳類の腎臓		0.001			
牛の食用部分*2		0.001			
豚の食用部分		0.001			
その他の陸棲哺乳類の食用部分		0.001			
乳		0.001			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	EU*6 ppm	豪州*6 ppm	NZ ppm
鶏の筋肉 その他の家きん*3の筋肉		0.001 0.001			
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.001 0.001			
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.001 0.001			
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.001 0.001			
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.001 0.001			
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.001 0.001			
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類*4に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類*5		0.001 0.001 0.001 0.001 0.001 0.001 0.001			
はちみつ		0.001			

- \*1: その他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \*3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- \*4: その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- \*5: その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。
- \*6: EU、豪州においては、必ずしも MRL を設定する必要はない物質と定められている。





ブロチゾラム (Brotizolam)

用途	牛の食欲不振の改善に対する補助																						
審議の対象	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴う残留基準の設定																						
適用動物/適用疾患	牛/食欲不振改善に対する補助																						
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.013 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day [設定根拠] 単回 健常ヒトボランティア試験(ヒト・錠剤経口) 最小毒性量 0.0013mg/kg 体重/day 安全係数 100																						
我が国の状況	動物用医薬品として承認されている。																						
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU 及びニュージーランドにおいて使用が認められている。																						
基準値案	別紙1のとおり。																						
暴露評価	EDI/ADI 比は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="419 1149 1437 1485"> <thead> <tr> <th></th> <th>ADI×体重 (<math>\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}</math>)</th> <th>EDI (<math>\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}</math>)</th> <th>ADI 比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.69</td> <td>0.11</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>幼少児(1~6歳)</td> <td>0.21</td> <td>0.12</td> <td>57.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.72</td> <td>0.13</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.70</td> <td>0.11</td> <td>16.0</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)				ADI×体重 ( $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )	EDI ( $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )	ADI 比(%)	国民平均	0.69	0.11	16.3	幼少児(1~6歳)	0.21	0.12	57.2	妊婦	0.72	0.13	18.2	高齢者(65歳以上)	0.70	0.11	16.0
	ADI×体重 ( $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )	EDI ( $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )	ADI 比(%)																				
国民平均	0.69	0.11	16.3																				
幼少児(1~6歳)	0.21	0.12	57.2																				
妊婦	0.72	0.13	18.2																				
高齢者(65歳以上)	0.70	0.11	16.0																				
意見聴取の状況	平成21年5月22日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定																						
答申案	食品に含有されるものであってはならないとする残留基準を設定することが適当である。ただし、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部位及び乳については、別紙2の残留基準を設定することが適当である。																						

## プロチゾラム

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	EU <sup>注2</sup> ppm	休薬期間	残留試験成績	試験日
牛の筋肉	0.001	0.001			0日 <sup>*6</sup>	<0.001	2時間
						<0.001	1日
豚の筋肉	● <sup>注1</sup>	0.001					
その他の陸棲哺乳類 <sup>*1</sup> の筋肉	●	0.001					
牛の脂肪	0.002	0.001			0日 <sup>*6</sup>	<0.001(5), 0.002	2時間
						<0.001	1日
豚の脂肪	●	0.001					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	●	0.001					
牛の肝臓	0.003	0.001			0日 <sup>*6</sup>	<0.001(4), 0.001,0.003	2時間
						<0.001	1日
豚の肝臓	●	0.001					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	●	0.001					
牛の腎臓	0.002	0.001			0日 <sup>*6</sup>	<0.001(5), 0.002	2時間
						<0.001	1日
豚の腎臓	●	0.001					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	●	0.001					
牛の食用部分 <sup>*2</sup>	0.002	0.001			0日 <sup>*6</sup>	<0.001(5), 0.002	2時間 (小腸)
						<0.001	1日 (小腸)
豚の食用部分	●	0.001					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	●	0.001					
乳	0.001	0.001			0日 <sup>*7</sup>	<0.001	12時間
						<0.001	24時間
鶏の筋肉	●	0.001					
その他の家きん <sup>*3</sup> の筋肉	●	0.001					
鶏の脂肪	●	0.001					
その他の家きんの脂肪	●	0.001					
鶏の肝臓	●	0.001					
その他の家きんの肝臓	●	0.001					
鶏の腎臓	●	0.001					
その他の家きんの腎臓	●	0.001					
鶏の食用部分	●	0.001					
その他の家きんの食用部分	●	0.001					
鶏の卵	●	0.001					
その他の家きんの卵	●	0.001					
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.001					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.001					
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.001					
魚介類(その他の魚類 <sup>*4</sup> に限る。)	●	0.001					
魚介類(貝類に限る。)	●	0.001					
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.001					
その他の魚介類 <sup>*5</sup>	●	0.001					
はちみつ	●	0.001					

注1:不検出

注2:EUにおいて0.01 μg/kg体重/日(0.6 μg/人/日)のADIが設定されているが、食用組織及び乳からの摂取量が0.6 μgを越えないため、残留基準は不要としている。

- \*1:その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \*2:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \*3:その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- \*4:その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びびすずき目魚類以外のものをいう。
- \*5:その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。
- \*6:フランス、アイルランド
- \*7:フランス、アイルランド、オランダ

答申(案)

プロチゾラム

プロチゾラムについては、食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが適当である。

ただし、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部位及び乳については、次の残留基準を設定することが適当である。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.001
牛の脂肪	0.002
牛の肝臓	0.003
牛の腎臓	0.002
牛の食用部分	0.002
乳	0.001

鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン

適用動物/適用疾患	鶏/伝染性気管支炎の予防
審議の対象	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴う残留基準の設定
本剤の概要	発育鶏卵培養弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルス 4-91 株を主剤とし、安定剤として、粉末スキムミルク、トリプトース、チオ尿素、アスコルビン酸ナトリウム及び硫酸ゲンタマイシンを使用した生ワクチン。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。
我が国の状況	承認されている。
諸外国の状況	アジア、欧州等で承認されている。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。



パロモマイシン(Paromomycin)

用途	牛、豚、鶏等の細菌性疾病の治療
審議の対象	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し
適用動物/適用疾患	牛、豚、／大腸菌症やサルモネラ症等の細菌性疾病
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.025 mg/kg 体重/day [設定根拠] ・毒性学的 ADI 0.034mg/kg 体重/day 2年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 3.4mg/kg 体重/day 安全係数 100 ・微生物学的 ADI 0.025mg/kg 体重/day (CVMP 算出式に基づき算出)
我が国の状況	動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて牛、豚、鶏等に残留基準が設定されている。
基準値案	本剤の残留基準については、ポジティブリスト制度の導入に際し、EU の残留基準を参考に設定したところであるが、EU における本剤の承認状況、用法用量及び残留基準設定の根拠となる試験データ等の詳細な情報が確認できなかったため、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号(以下、告示第370号という。))第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項7より残留基準を削除することとする。 <u>本剤が食品に残留した場合の取り扱いについては、告示第370号第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。</u> なお、基準値案については、別紙のとおり。
意見聴取の状況	平成21年3月11日に在京大使館への説明を実施 平成21年4月1日～同年5月31日 WTO通報コメント実施 平成21年4月15日～同年5月14日 パブリックコメント実施
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

## 答申(案)

## パロモマイシン(抗生物質)

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
牛の筋肉		0.5		0.5
豚の筋肉		0.5		0.5
その他の陸棲哺乳類*1に属する動物の筋肉		0.5		0.5
牛の脂肪		0.5		0.5
豚の脂肪		0.5		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.5		0.5
牛の肝臓		2		2
豚の肝臓		2		2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		2		2
牛の腎臓		2		2
豚の腎臓		2		2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		2		2
牛の食用部分*2		2		2
豚の食用部分		2		2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		2		2
鶏の筋肉		0.5		0.5
その他の家きん*3の筋肉		0.5		0.5
鶏の脂肪		0.5		0.5
その他の家きんの脂肪		0.5		0.5
鶏の肝臓		2		2
その他の家きんの肝臓		2		2
鶏の腎臓		2		2
その他の家きんの腎臓		2		2
鶏の食用部分		2		2
その他の家きんの食用部分		2		2
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.5		0.5
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.5		0.5
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.5		0.5
魚介類(その他の魚類*4に限る。)		0.5		0.5
魚介類(貝類に限る。)		0.5		0.5
魚介類(甲殻類に限る。)		0.5		0.5
その他の魚介類*5		0.5		0.5

\*1:その他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

\*2:食用部分は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

\*3:その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

\*4:その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

\*5:その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。



### セフォペラゾン(Cefoperazone)

用途	乳牛における臨床型乳房炎の治療																	
審議の対象	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し																	
適用動物/適用疾患	牛/臨床型乳房炎																	
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.0013 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毒性学的ADI 0.75mg/kg体重/day</li> <li>6ヶ月 亜急性毒性試験(イヌ・静脈)</li> <li>無作用量 75mg/kg体重/day</li> <li>安全係数 100</li> <li>・微生物学的ADI 0.0013mg/kg体重/day (VICH算出式に基づき算出)</li> </ul>																	
我が国の状況	動物用医薬品として承認されていない。																	
諸外国の状況	<p>国際基準は設定されていない。</p> <p>EUにおいて牛(乳のみ)に残留基準が設定されている。</p>																	
基準値案	別紙1のとおり																	
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ADI 比(%)</th> </tr> <tr> <th>基準値(案)</th> <th>暫定基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>48.0</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.7</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>10.1</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		ADI 比(%)		基準値(案)	暫定基準値	国民平均	10.3	10.3	幼小児(1~6歳)	48.0	48.0	妊婦	12.7	12.7	高齢者(65歳以上)	10.1	10.1
	ADI 比(%)																	
	基準値(案)	暫定基準値																
国民平均	10.3	10.3																
幼小児(1~6歳)	48.0	48.0																
妊婦	12.7	12.7																
高齢者(65歳以上)	10.1	10.1																
意見聴取の状況	平成 21 年 6 月 3 日~7 月 2 日 パブリックコメント実施																	
答申案	別紙2のとおり																	

(別紙1)

セフォペラゾン(抗生物質)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	国際 基準 ppm	EU ppm	休薬期間の設 定国及び地域	残留試験成績	
						参照値(ppm)	試験日
牛の筋肉							
牛の脂肪							
牛の肝臓							
牛の腎臓							
牛の食用部 分							
乳	0.05	0.05		0.05	1.5日:イタリア 3日:フランス等	1.028±0.684 <0.017(6),0.021,0.035	1.5日 3日

(別紙2)

答申(案)

セフォペラゾン

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.05



リファキシミン(Rifaximin)

用途	乾乳期乳房炎の治療及び予防、産後の子宮炎等の治療
審議の対象	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し
適用動物/適用疾患	牛/乾乳期乳房炎、産後の子宮炎等
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.00045 mg/kg 体重/day [設定根拠] ・毒性学的 ADI 0.025mg/kg 体重/day 3ヶ月 亜急性毒性試験(ラット) 無毒性量 25mg/kg 体重/day 安全係数 1000 ・微生物学的 ADI 0.00045mg/kg 体重/day (VICH 算出方式に基づき算出)
我が国の状況	動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて牛、羊、山羊、馬及びウサギに対する使用が認められている。
基準値案	本剤の残留基準については、ポジティブリスト制度の導入に際し、EU の残留基準を参考に設定したところであるが、EU における残留基準設定の根拠となる試験データ等の詳細な情報が確認できなかったため、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号(以下、告示第 370 号という。))第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項7より残留基準を削除することとする。 <u>本剤が食品に残留した場合の取り扱いについては、告示第370号第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。</u> なお、基準値案については、別紙のとおり。
意見聴取の状況	平成 21 年 5 月 22 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

(別紙)

リファキシミン(抗生物質)

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
乳		0.06		0.06

DESTOMYCIN A (Destomycin A)

用途	豚及び鶏の回虫駆除
審議の対象	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し
適用動物/適用疾患	豚・鶏/回虫駆除
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	国内外での製造、販売及び使用実態がないDESTOMYCIN Aの残留基準値を削除することについては、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。
我が国の状況	現在、農林水産省により飼料添加物としての指定取り消しの手続が進められており、製造・販売は行われておらず、国内において流通・使用はされていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 製造・販売は行われておらず、流通・使用はされていない。
基準値案	<p>本剤は、ポジティブリスト制度の導入に際し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定申請の際に実施された残留試験の検出又は定量限界を参考に、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(以下「暫定基準」という)が定められたところであるが、今般、国内において飼料添加物としての指定取消しの手続が進められており、現在国内外においても製造・販売は行われておらず、使用実態等が確認されないことを踏まえ、暫定基準は削除し、本剤の食品中の残留基準を設定しないこととする。</p> <p><u>本剤が食品に残留した場合の取り扱いについては、告示370号第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。</u></p> <p>なお、基準値案については、別紙のとおり。</p>
意見聴取の状況	<p>平成21年4月16日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成21年5月13日～同年7月12日 WTO通報コメント募集中</p> <p>平成21年6月3日～同年7月2日 パブリックコメント実施</p>
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

デストマイシンA

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	国際基準 ppm
豚の筋肉		0.5	
豚の脂肪		0.5	
豚の肝臓		0.5	
豚の腎臓		0.5	
豚の食用部分*1		0.5	

\*1:食用部分は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



テルデカマイシン(Terdecamycin)

用途	豚赤痢、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病の治療
審議の対象	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し
適用動物/適用疾患	豚/赤痢、鶏/呼吸器性マイコプラズマ病
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	国内外での製造、販売及び使用実態がないテルデカマイシンの残留基準値を削除することについては、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。
我が国の状況	平成17年に動物用医薬品としての承認が取り下げられており、製造・販売は行われておらず、国内において流通・使用はされていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 製造・販売は行われておらず、流通・使用はされていない。
基準値案	<p>本剤は、ポジティブリスト制度の導入に際し、薬事法に基づく承認申請の際に実施された残留試験の検出又は定量限界値を参考に、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(以下「暫定基準」という。)が定められたところであるが、平成17年4月に動物用医薬品としての承認が既に取り下げられており、現在国内外においても製造・販売は行われておらず、使用実態等が確認されないことを踏まえ、暫定基準は削除し、本剤の食品中の残留基準を設定しないこととする。</p> <p>本剤が食品に残留した場合の取り扱いについては、告示370号第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。</p> <p>なお、基準値案については、別紙のとおり。</p>
意見聴取の状況	<p>平成21年4月16日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成21年5月13日～同年7月12日 WTO通報コメント募集中</p> <p>平成21年6月3日～同年7月2日 パブリックコメント実施</p>
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

### テルデカマイシン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	国際基準 ppm
豚の筋肉		0.05	
豚の脂肪		0.05	
豚の肝臓		0.05	
豚の腎臓		0.05	
豚の食用部分*1		0.05	
鶏の筋肉		0.3	
鶏の脂肪		0.3	
鶏の肝臓		0.3	
鶏の腎臓		0.3	
鶏の食用部分		0.3	

\* 1: 食用部分は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



